

SUMMARY

Kazuki Haga

This study clarifies how the Akita domain launched forestry administration reform in 1810. Onozaki Matabei, a government official in charge of the feudal domain's forestry administration, was ordered to study existing forestry of Noshiroki-yama, one of the foremost lumber production areas among the feudal domain, as a preparation for reforms, and he submitted a report showing details of his opinion concerning the study results and reforms. This report made clear that feudal domain played an important role in determining the contents of the reforms.

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

——木山方吟味役小野崎又兵衛の調査・献策を中心に——

はじめに

- 一 能代木山における林政・林業の歴史的展開
- 二 能代木山の木山方移管と改革の準備
 - (一) 能代木山の移管と調査への派遣
 - (二) 能代下代と御山守の再編
- 三 木山方吟味役小野崎又兵衛による調査・献策の内容
 - (一) 森林資源の減少と番山繰
 - (二) 柚出しと売り払い
 - (三) 能代下代と御山守の取り扱い
 - (四) 「徒」への対応
 - (五) 能代木山役所の新設
- 四 小野崎の報告に基づく改革への着手
おわりに

はじめに

本稿の目的は、「能代木山」と呼ばれる米代川流域を中心とした藩営林について、藩林政の画期である文化期（一八〇四～一八）に始まる林政改革がどのように着手されたのかを、森林資源利用の地域性と藩林政の多様性を踏まえて説明することである。

六郡から成る秋田藩は、上筋（仙北筋）と呼ばれる南部三郡と下筋と呼ばれる北部三郡に分けられ（図1）、藩の森林資源利用にも大きく三つの地域性があつた。上筋の藩営林には、雄物川流域に広がる水田地帯を支えるために水源涵養機能が期待され、下筋のうち米代川支流の大阿仁・小阿仁・小猿部川流域には「銅山掛山」と呼ばれる藩営林が設定されて、阿仁銅山で要する林産物、特に炭が大量に生産された¹⁾。そして本稿の分析対象である、大阿仁川を除いた米代川流域の山々に後に男鹿山を加えた能代木山（図1・2）は、領内でも良質な杉がとりわけ豊富に生育していたため、江

芳賀和樹

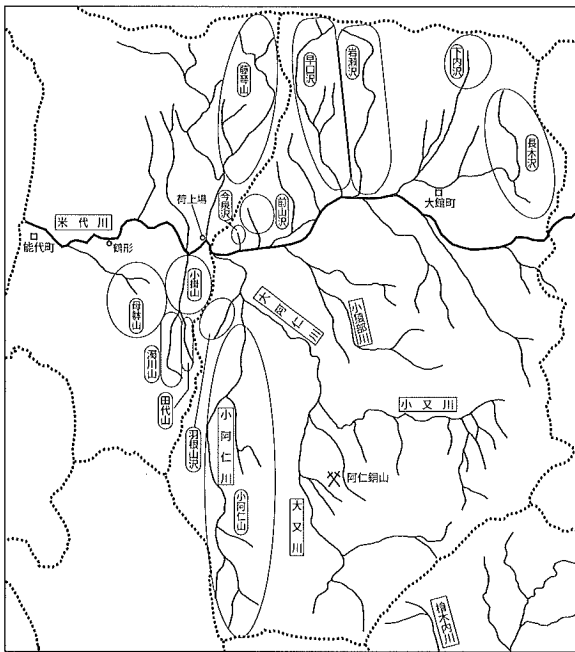


図2 能代木山と周辺地域の概略図

出典：沢田和博「秋田林業技術史」(日本林業技術協会編『林業技術史 第2巻 地方林業編下』、日本林業技術協会、1976年)、257頁の第1図と参謀本部陸軍部測量局輯製二十万分之一図「弘前」(明治22年<1889>輯製製版)「秋田」(明治23年<1890>輯製製版)などより作成。

註：河川の名称は長方形、山の名称は楕円で示した。

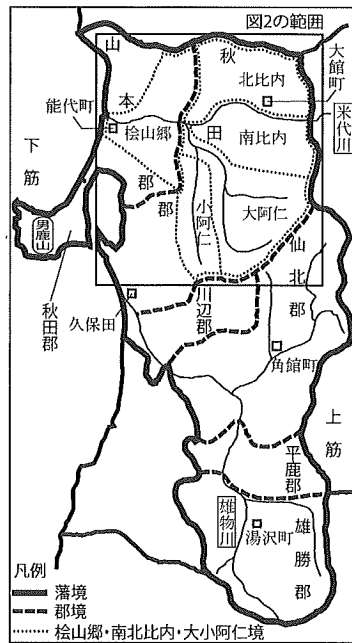


図1 秋田藩領の概略図

出典：秋田県編『秋田県林業史 上巻』(秋田県、1973年)、104頁の図を元に加筆修正して作成。

註：河川の名称は長方形、山の名称は楕円で示した。

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

戸時代初期から主要な材木・小羽(屋根葺き用薄板生産地として領内の用材需要に応えるとともに、藩財政を潤してきた。したがって能代木山は、秋田藩における用材林の管理・利用について検討する場合、最も重要な分析対象である(このほか、家臣に薪炭を供給する御薪方が支配する藩営林や、村持山である郷山、個人持山である符人山も存在した)。このように各地域で森林資源利用のあり方が異なる以上、自ずと各地域で求められる森林資源のあり方も多様であり、各地域ごとにそれぞれの林政が遂行されたと考えられる。秋田藩林政史・林業史の解明には、森林資源利用の地域性と林政の多様性を考慮した分析が不可欠なのである。

秋田藩の林政・林業史については、月居忠熙氏の研究をはじめとして研究が蓄積されており、なかでも『秋田県史 第二巻 近世編上』^③・『秋田県史 第三巻 近世編下』^④・『秋田県林業史 上巻』^⑤は、一七世紀初期における森林資源の大量消費と一七世紀後半からの禁伐政策、一八世紀における植林政策の開始と正徳期(一七一〇〜一七二〇)・宝暦期(一七五〇〜一七六〇)・寛政期(一七八〇〜一八〇〇)の三度にわたる林政改革の展開を一定程度明らかにし、文化期に始まる林政改革の方向性を整理して画期性を指摘した研究である。しかしこれらの研究では、森林資源利用の地域性と林政の多様性は十分に考慮されてこなかった。例えば『秋田県史 第二巻 近世編上』は、秋田藩の林政が杉の豊富な能代木山とそれ以外の地域で大きく異なることを指摘しながらも、『秋田県史 第三巻 近世編下』では、江戸時代中・後期における能代木山の林政・林業の展開について、地域性を十分に踏まえた上で追究されなかった。従来の研究が、史料上「青木」と記される針葉樹、特に杉を対象としていたことを考えれば、領内でも良質な杉がとりわけ豊富に生育していた能代木山の林政・林業の展開こそが追究されるべきであっ

た。能代木山の地域性を考慮した分析が不足しているのは、『秋田県林業史 上巻』でも同様である。

そうしたなかで極めて重要なのが、戦前の岩崎直人氏の研究⁽⁷⁾である。岩崎氏は、林学の立場から領内の森林資源利用の地域性を明確に意識した上で秋田藩の林政史を概説し、特に能代木山における森林資源の管理・経営について詳細に解明している。しかし岩崎氏の研究では、能代木山における森林資源の荒廃と更新が主題であるため、能代木山における林政の展開とりわけ藩林政の画期となる文化期に始まる林政改革については分析がほとんど加えられていない。また、能代木山に関する林政・林業を取り上げた『能代木材産業史』⁽⁸⁾でも、林政の展開については主に一八世紀前半頃までしか検討されておらず、文化期に始まる林政改革については概観するに留ま⁽⁹⁾っている。

よって本稿では、文化期に始まる能代木山の林政改革について、特にそれがどのように着手されたのかという点に課題を絞り、森林資源利用の地域性と藩林政の多様性を考慮して解明する⁽¹⁰⁾。分析に用いる主な史料は、「能代木山方以来覚」⁽¹¹⁾と「介川東馬日記」⁽¹²⁾である。前者は文化期に始まる林政改革が能代木山で着手されて以降における森林資源の管理・利用に関する文書を、後述する木山方吟味役の賀藤清右衛門が編集したもので、文政一二年(一八二九)頃に成立したと推定される。後者は介川東馬⁽¹³⁾によって記された日記であり、文化元年から安政七年(一八六〇)までの一二七冊が伝わっている。介川東馬は文化七年に財用奉行となり、後述するように木山掛奉行として能代木山の林政改革を主導した人物であり、日記には能代木山における林政改革の展開が詳細に記されている。両者を補完的に用いることで、文化期に始まる能代木山の林政改革を具体的に明らかにできる。

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

一 能代木山における林政・林業の歴史的展開

本章では次章以降の分析に当たって、能代木山を中心に文化期(一八〇四―一八)までの林政・林業の歴史的展開を整理する。

能代木山では一七世紀初頭から大量の材木・小羽が生産され、元和(寛永期(一六二五―四四)における材木の売却代は、一か年銀二〇〇―三〇〇貫目に及んだ⁽¹⁴⁾。こうした材木・小羽生産の展開によって森林資源が減少すると、藩は寛文六年(一六六六)に御留山制度を設けた。御留山制度とは、主に杉などの針葉樹林の伐採を制限して保護・育成を図ったものである⁽¹⁵⁾。

能代木山の用材林では択伐が実施されたと考えられ、大径木を伐採した後山林を保護し、若木を育成するとともに天然更新を促すための制度であったと推察される。能代木山の御留山にはそれぞれ「麓村」と呼ばれる村が設定され、御留山の守護を義務づけられていた。一方で麓村は、御留山に入会うほかの村々に先んじて薪を採取できるなどの特権を有していた⁽¹⁶⁾。

延宝五年(二六七七)には、盛岡藩と境界を争っていた米代川上流の長木沢が秋田藩領として確定した。長木沢は特に杉が豊富に生育していた地域であり、以後宝永期(二七〇四―一一)頃までは長木沢から極めて大量の材木が生産された。この時期は、能代木山で生産された材木の売却代が一か年銀約一〇〇貫目に及び、材木生産の最盛期となった。しかし、同時に森林資源の減少も進行したため、宝永期には植林政策が開始された。その後、正徳(享保期(二七一―三六)頃を境にして、能代木山の材木生産量は漸次減少した。ただし、寛保期(二七四―四四)からは男鹿山の伐採が新たに開始されたこともあってか、明和期(二七六四―七二)までは材木生

産量は比較的豊富であった。能代木山から生産された材木・小羽の材種は多様であったが、領外への売却において特に重要であったのが杉の大径木から生産される保太木（丸太を割った材）である。しかし、森林資源が減少して大径木が欠乏したため、明和期を最後に保太木は生産されなくなった。¹⁷⁾

近世初期における能代木山の材木・小羽生産は、米代川流域の御材木郷と称された村々に対して、藩が抽出しを強制的に賦課することで実施されたという。御材木郷への抽出し賦課という形はしばらく変化しなかったが、のちに伐木・造材した材種と量などに応じて、村に木本米と呼ばれる米を支給するようになった。木本米は御材木郷の村々が納め、抽出しを賦課された村々へ渡された。しかし、伐採地が次第に奥山となったため、抽出し経費が増大して規定の木本米だけでは村の負担が大きくなった。そこで、御材木郷は正徳二年から数度にわたって木本米の増量を藩に訴え、寛延二年（一七四九）には抽出し賦課の廃止を願い出た。この結果、翌三年には抽出しの賦課は廃止され、御材木郷による木本米上納を伴った入札請負制へと転換した。¹⁸⁾

能代木山は、江戸時代初頭から能代町に置かれた城代（のちに能代奉行）によって支配されてきた。能代奉行は貞享二年（一六八五）以降本方奉行や勘定奉行の兼帯となったものの、能代木山が寛政九年（一七九七）に郡奉行に移管されるまで、能代木山の林政は能代奉行とその下に編成された能代下代によって、長期にわたって支配されてきた。¹⁹⁾ 実務担当者である下代は、抽出しから材木の移出までの全過程に関わりを持った。²⁰⁾ また、能代奉行の下で林政・林業に関わった役人としては御山守も重要である。御山守の職務内容は、廻山などによる「徒」（非合法的な伐木・皮割）や野火の取り締まり、植林の奨励などであった。²¹⁾

寛政九年、能代木山が郡奉行に移管された。これは、領内の全ての山林を郡奉行の下に統一的に把握しようとする寛政期の林政改革の一環であった。郡奉行の下で林政・林業の実務を担当したのが林取立役である。ただし、抽出しの監督には従来通り下代も付き添った。また、御山守は郡奉行支配に属した。しかし、後述するように郡奉行による能代木山の林政は、眼前の利益を追求して乱伐するなど森林資源を荒廃させたため、享和二年（一八〇二）には再び能代奉行支配に復すこととなった。なお、御山守は能代奉行と郡奉行の両支配となった。また、銅山掛山も寛政一年から郡奉行支配となったが、同じく享和二年には従来通り阿仁銅山を支配した惣山奉行などの支配に復した。²²⁾

一方で上筋を中心とする山林は引き続き郡奉行支配下にあったが、文化二年には木山方に移管されて、林政改革が開始された。²³⁾ 木山方は財用奉行（財政担当部局、同一〇年に木山方は勘定奉行へ移管）支配下の林政担当部局であり、木山掛奉行を頂点として、順に木山方吟味役・林取立役・林取立役加勢などが編成され、末端には御山守が配置された。文化期に始まる林政改革では森林資源の減少が問題視され、「山林取立」（森林資源を繁茂させること）が主張された。そのための基本政策としては、①森林資源の実態調査と記録の整備、②植林の奨励、③「徒」の取り締り、④抽出し方法の改善・統制の四点が提示された。こうした基本政策に則って「山林取立」に尽力するよう求められたのが、林政・林業の実務を担当した林取立役であった。また、一七〜一八世紀の領内林政は、上筋を中心とした藩営林、銅山掛山、能代木山などで個別の担当役人が置かれ、それぞれ展開しており、寛政期には郡奉行による林政の統一的把握が試みられたものの成功しなかった。この状況は文化二年に林政改革が開始された当初も変わらず、

木山方支配下にあつて改革対象となつていたのは、郡奉行から移管された

上筋を中心とする山林であつた。しかし、文化七年からは木山方による領内林政の掌握が進められ、天保二年(一八三二)には領内林政が木山方の下に統一的に把握されるに至る。この領内林政の掌握過程の端緒が、文化七年における能代木山の木山方移管である。能代奉行とその下に編成された下代によつて、江戸時代初期から長期にわたつて支配されてきた能代木山の木山方移管と、その後の林政改革遂行は、数度の調査が重ねられて着実に進められていった。

しかし従来の研究では、文化七年における能代木山の木山方移管については触れられているものの、その詳細と以後の能代木山における林政改革がどのように進められていったのかについてはほとんど明らかにされていない。次章では、まず能代木山の木山方移管と、改革に先立つ準備について明らかにする。

二 能代木山の木山方移管と改革の準備

(一) 能代木山の移管と調査への派遣

文化七年(一八一〇)一〇月二〇日、木山掛奉行の金易右衛門(勘定奉行)・伊藤直記(勘定奉行)・介川東馬(財用奉行)の三人は、能代木山の移管に關して家老正田斎から次のように仰せ渡された。

〔史料一〕

金易右衛門

伊藤直記

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

介川東馬

①右相揃御呼出ニ而御用番斎殿被仰含候ハ、木山之義ハ御財用一方之御基本ニも相成候ニ付、此度木山方并能代木山・御薪方とも一手ニ御纏被成候ニ付、各右取担被仰付候、②能代方之事ハ以前より品々御改之筋も候得共、此度ハ木山下代等も是迄之通能代奉行支配ニ被成置、山方ハ不付添事ニ被仰付候間、能代奉行へも申合可取調、御払尋分等ハ向後別段之取調可申上之段被仰含候⁽²⁴⁾

(丸数字は引用者による)

〔史料一〕は「介川東馬日記」からの引用である。①によれば、藩は森林資源を財政の基本と考へ、木山方・能代木山・御薪方の支配を一本化することに決定し、その林政遂行を金・伊藤・介川の三人に命じたことがわかる。

本稿が主題とする能代木山については、同日の内に金・伊藤・介川から木山方吟味役に対して、木山方へ移管された旨が申し渡されている⁽²⁵⁾。また、同日には能代奉行の山口政右衛門・石井永治へも「能代木山御引上」が命じられた⁽²⁶⁾。

このように、藩は林政改革の次の段階として、木山方が支配している上筋を中心とした山林と、能代奉行が支配してきた能代木山、御薪方が支配してきた山林の林政を一本化し、木山方の下に統一的に把握しようとしたのである。特に、江戸時代初頭から領内の主要な材木・小羽生産地であつた能代木山の林政の掌握は、林政改革の重要な問題であつた。

命令を受けた金・伊藤・介川は、翌二日に能代木山の改革について相談し、「是迄之旧弊、品々改候義も候得共、一ト通不取調候得者不相成義ニ付、懸吟味役加藤清右衛門并木山御藏元斎藤新兵衛被さし越可然」として、

表1 木山方吟味役小野崎又兵衛が能代木山調査を命じられた際の箇条書(文化7年10月)

箇条	主な内容
1	翌年の「沖払」・「地払」材木・小羽について、数量と抽出しする山林を調査すること
2	「沖払」・「地払」材木・小羽の数量について、過去2～3年分を調査すること
3	寸甫(丸太を六つ割りにして心材を除いたもの)を多量に抽出しすると良材を費やすとのことなので、可能な限り減少させること
4	御山守は林取立役支配に命じられたので、名前・村名・宛行などを調査すること
5	「本入銀」(抽出し経費)の額と、従来木本米750石を取り扱ってきた事情を調査すること
6	村々へ「山林取立」(森林資源を繁茂させること)や「徒」(非合法的な伐木・皮剥)抑止をいかに申し渡すべきか、追々申し合わせて申し出ること
7	能代下代の廻山中旅籠代について調査すること
8	年々の森林経営や森林資源の状況を下代へ尋ねること
9	翌年における夏柚の小羽生産について調査すること
10	抽出しへ付き添う下代の合力の多寡について尋ねること
11	角材・丸太・寸甫・保太木の売り払いの定値段を帳面に認めて提出すること
12	今後は能代方から抽出し経費を受け取って木山方で抽出し、材木・小羽が能代に到着次第寸間を調べ、売り払いの定値段の9割と引き替えに能代方へ引き渡すよう命じられた。木山方の年々の利益を帳面に認めて提出すること
13	従来村々の諸訴えは能代方が取り次ぎ、久保田へ申し出てきた。今後の取り扱いを申し合わせて申し出ること。この箇条書の内容以外も同役で申し合わせ、追々申し出ること
14	能代での御用は町宿で取り計らうこと
15	木山方御用聞町人(木山御蔵元とも)の斎藤新兵衛を召し連れること

出典：「能代川上木山、木山方担=相成候発端之事」(「能代木山方以来覚」1-1)より作成。

改革すべき旧弊は種々あるものの、能代木山における従来の林政・林業を一通り調査しなければ実施できないと考え、木山方吟味役の賀藤清右衛門と木山御蔵元(木山方御用聞町人とも)表1の第一五条)の斎藤新兵衛を調査に派遣することで同意した²⁷⁾。翌二三日には、早速能代木山への派遣が家老に承認され、賀藤本人に対してもその旨が命じられた²⁸⁾。しかし翌二三日、賀藤は母親の大病を理由に派遣が免除され、同じ木山方吟味役の小野崎又兵衛が、代わりに能代木山へ派遣されることとなった²⁹⁾。

同二三日には、小野崎に対して能代木山における従来の「御取扱形」を調査するよう、一五か条の箇条書が申し渡されている。箇条書の内容を整理した表1によれば、翌年と過去二三年分の「沖払」・「地払」材木・小羽の数量(第一・二条)、御山守の基本情報(第四条)、抽出し経費の額と木本米の取り扱い(第五条)、能代下代の旅籠代と合力の多寡(第七・一〇条)、森林経営と森林資源の状況(第八条)、売り払い材木・小羽の定値段(第一条)、材木・小羽売り払いによる利益(第二・三条)など多角的な調査が命じられるとともに、山林取立や「徒」抑止の方策(第六条)、村々からの諸訴えの取り扱い(第二・三条)などについて今後の方針を献策するよう求められた。命じられた調査事項からは、能代木山における従来の林政・林業に関する情報が、家老や勘定奉行・財用奉行という当時の藩中枢に充分に蓄積されていなかったことが窺われる。

ここでは次章での検討に関わって、特に第一条と第二・三条について言及しておきたい。第一条では、翌年売り払う材木・小羽の抽出しについて、既に請負が決定して着手している分はそのまま取り扱うほかないが、もし決定していない分があれば、「御直山・御請山双方御利潤相考可被申聞候」と、直柚・請負双方の利益を見積もって報告するよう命じられた。当時能

代木山における柚出しは全て請負であったが、木山方への移管に伴って直柚の導入が検討されたのである。

また第一二条によれば、「此度能代山御引上ニ而木山方へ御取纏被成候ニ付、已来柚取入料能代方より請取、出材能代着之上寸間相調、定直段より一割引之直段を以能代方へ引渡候事ニ被仰含候」とあり、能代木山が木山方へ移管されるに当たって、今後の柚出しは能代方から経費(後述するように村々から納入された木元米を売却した代銀)を受け取って木山方で実施し、材木・小羽が能代に到着次第寸間を調べ、売り払いの定直段の九割と引き替えに能代方へ渡すよう命じられたことが知られる。この方式は、柚出しは木山方が取り扱い、経費の調達や材木・小羽の売り払いについては能代方が取り扱うというもので、後述するように能代方が材木・小羽を売り払った際に収得できる定直段の一割を「御雑用銀」に充てることを意図していた。「御雑用銀」とは、能代奉行所の諸経費である。⁽³³⁾

以上のように、藩中枢は、能代木山における従来の林政・林業を充分に把握できていなかったため、木山掛奉行の金・伊藤・介川は、能代木山の林政改革に事前準備としての調査が不可欠と考え、木山方吟味役の小野崎を派遣したのであった。⁽³⁴⁾

(二) 能代下代と御山守の再編

本節では、能代木山が木山方へ移管されるに伴い、従来能代奉行の下で能代木山の林政・林業に重要な役割を担ってきた能代下代と御山守が、どのように再編されたのかについて検討する。

御山守については、文化七年(一八一〇)一〇月二三日、木山方吟味役小

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

野崎又兵衛に申し渡された先述の簡条書の第四条に、「御山守共、林取立役支配ニ被仰渡候」とあり、能代木山の移管直後に御山守が林取立役支配に移されたことがわかる。同じく第四条では、御山守の名前や居住する村名、宛行などを調査することが求められた。さらに翌十一月二三日には、能代木山を含む秋田・山本両郡の御山守に対して、能代木山の木山方移管が通達されるとともに、廻山によって「徒」を押し止し、苗木の育成に心がけ、植林を希望する者がいれば即座に申し出て、山林を繁茂させるよう出精することが命じられた。⁽³⁵⁾

下代の取り扱いについては、一〇月二〇日に仰せ渡された「史料工」に再び目を向ける。②によれば、能代方については以前から「品々御改之筋」⁽³⁶⁾もあつたが、今回は柚出しに関与する下代も従来通り能代奉行の支配とし、柚出しには付き添わせない方針であることが、家老から木山掛奉行へ命じられたことがわかる。

この点について、翌十一月九日の史料には、おそらく木山掛奉行が「此度御改ニ付、林役被指遣候上ハ、御下代共下山致候筋」と述べており、能代木山の移管に当たって林取立役が派遣されたからには、下代は柚出しに付き添わせる必要性はなく、下山させるべきであるとの考えが示されている。⁽³⁷⁾既に翌年売り扱う材木・小羽の柚出しは着手されており、下代も例年通り山中で監督していたと考えられるが、林政改革の準備として下代の代わりに林取立役を派遣し、途中で柚出しの監督を交代させることが当初の方針であったのである。

しかし、同じく右の史料ではこの方針の修正が、おそらく木山掛奉行によつて検討されている。⁽³⁸⁾すなわち、郡奉行支配期にも下代が柚出しに付き添っていたという前例があり、さらに能代奉行から下代を残されたいとの

申し入れなどもあったため、ひとまずは下代を一人ずつ付き添いとして残すことに方針が改められたのである。ただし、「山処者不申及、麓村并御山守共之指揮、徒伐・皮剥等取扱之義者林役ニ限り取扱候筋ニ候、御下代共者注文之木品相揃候迄之付添ニ候」とあるように、山中での差配は勿論、麓村・御山守の指揮や「徒」などの処理は林取立役のみが取り扱い、下代は材木・小羽が出揃うまでの付き添いに過ぎない旨が明言され、下代の職権は大きく削減された。この下代を一人残す方針は、翌二〇日に木山掛奉行介川東馬から家老正田齋へ上申され、承知されている。³⁹⁾

ただし、これを受けた下代への仰せ渡しでは、「柚入山子被召使方等之義者林役専務之事ニ候間、強而相残候義無之候」と、やはり柚出しにおける山子の差配などは林取立役の専務であるため、下代は強いて残す必要がないと述べられながらも、「若往々御不益等之義も可有之哉之ため」柚出しに付き添わせるので、「第一川流方之義者時節後候而者御太切ニ候故、每度之通手配り御指支無之様ニ可相勤候」と、特に材木の流送時期が遅れないよう従来通りの手配が求められた。⁴⁰⁾ 能代木山に派遣されたばかりの不慣れた林取立役が、自然条件に左右されやすい流送を十分に手配するのは実際には困難であつたらう。したがって、下代が付き添いとして残された理由には、能代木山の柚出しについて熟知した彼らの能力を利用する意図も含まれていたと考えられるのである。

このように、能代木山が木山方へ移管されるに伴って林取立役が派遣されると、御山守は林取立役を通じて木山方の下に再編成されることになった。一方、下代は職権を大きく削減されながらも、ひとまず一人は従来通り柚出しへの付き添いが認められたのである。

三 木山方吟味役小野崎又兵衛による調査・献策の内容

文化七年（八一〇）二月、能代木山の調査に派遣されていた木山方吟味役の小野崎又兵衛は、調査結果に改革案の献策を付し、三七か条に及ぶ極めて詳細な報告書を提出した。⁴¹⁾ 提出先は明記されていないが、木山掛奉行であると考えられる。本章ではこの報告書に基づき、木山方へ移管される直前の能代木山における林政・林業のあり方と、調査を踏まえた献策内容について検討する。

本報告書の内容を整理したのが表2である。内容は小野崎が出発前に簡条書で命じられた調査項目を中心としつつ多岐にわたるが、要点は①森林資源の減少と番山繰、②柚出しと売り払い、③能代下代と御山守の取り扱い、④「徒」への対応、⑤能代木山役所の新設の五点である。以下、①～⑤の内容ごとに検討を加えていく。⁴²⁾

（一）森林資源の減少と番山繰

小野崎の報告は、当該時期における能代木山の森林資源が減少しており、森林経営が困難な状況にあることを伝えている。まず第一条によれば、「能代奉行支配御留山七拾四ヶ沢、麓村付之書上、別紙を以入御覧候通ニ御座候、右之通伐尽ニ相成候御山処も多分有之様ニ相聞得候」とあるように、能代奉行が支配してきた御留山七四か沢とその麓村が調査され、別紙で報告された。別紙には森林資源の多寡も記載されていたようで、能代木山の「伐尽」が指摘されている。なお、能代木山について「伐尽」という

場合、特に史料上で言及がなくても青木を問題にしていると考えるべきである。

次に、森林資源と番山繰の状況を端的に述べた、第七・八条を引用する。番山繰とは、設定した期間内において材木や小羽、薪炭を安定供給するための森林経営計画である。さらに番山繰は天然更新・人工更新によって伐跡地の森林資源を育成させ、長期的にローテーションすることで森林資源の持続的利用を意図しており、いわゆる輪伐に相当する。ここで取り上げる能代木山の番山繰は、用材林を対象にしたものである。

〔史料2〕

一、諸山年々山繰吟味仕候処、御下代申聞候ニハ、先年之御山繰左之通ニ御座候処、近年小羽多分ニ被指出候ニ付御山繰も相崩、其年之評議を以御山勞り入置候趣ニ御座候

一、能代先年柚入番山、左之通り

長木沢・下内沢・岩瀬沢・早口沢・前山沢・今泉沢・羽根山
沢・小阿仁山・小掛ヶ山・田代山・濁川山・母体山・藤琴山・
男鹿山

右之通段々御柚入被成置候繰ニ御座候、右之外山々者模様ニ寄臨時之御柚入積ニ而番山外ニ致置候由

右之通申出候へ共、右拾四ヶ沢之内八ヶ沢伐尽同様、長木沢連も過半伐取候事ニ相聞得候、尤同沢御領内第一之御山処、右別紙ニも相見へ候通ニ者御座候得共、押取ニ柚入候而者近年之後必止と御指支ニも相至候ニ付、委曲者別紙を以往々柚出小羽大凡考御山守共申聞ニ向入御覽候、追々同役共申会、廻山吟味之上番山立可申上候

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

本史料によれば、先年能代木山では長木沢をはじめとする一四か沢の山林(図1・2)を番山繰の計画に組み込んでおり、このほかの山林は臨時の伐採用に番山繰の計画から外されて、予備の山林とされていた。しかし近年小羽が大量生産されたために、一四か沢のうち八か沢は「伐尽」同様、長木沢も「過半伐取」という状況となり、番山繰を計画通り実施できなくなったという。そこで当時は毎年の評議に基づいて柚出しする山林などを決定し、森林資源を保護しながら柚出ししていた。⁽⁴³⁾ こうした状況を能代下代から聴取した小野崎は、長木沢は領内第一の山林ではあるものの、「押取」によって柚出ししては遠からず支障が生じると指摘し、詳細を御山守から報告させるとともに、追って木山方吟味役の間で申し合わせ、廻山による調査を実施し、番山繰を修正・立案することを上申したのである。

このように、当該時期における能代木山の森林資源は減少しており、番山繰も計画通り実施できていなかった。しかし、用材林を対象として用いられた「伐尽」や「過半伐取」という語については、それが示す内実を検討する必要がある。ここで考慮したいのは、能代木山の柚出しに「際見」という方法が採用されていた点である。「際見」とは、山林の大小や杉の多寡に応じて伐採する山林を三から四ほどの区域に区分し、順番に伐採する方法である。各区域で伐採が完了することを「際見明」と呼び、全区域の伐採が完了しても予定生産量を充足できなかった場合には、「押取」と称して全区域から不足分を「選伐」した。この「際見」という方法は、伐採が山林の一部に偏重せず、均等になるよう意図したものである。⁽⁴⁴⁾ 「選伐」はそのまま択伐を指すであろうし、「際見明」した山林でも「選伐」が可能であるから、「際見」における伐採も皆伐ではなく択伐であったことがわかる。「際見」では十分に生育した立木が選択され、伐採された

26	今後臨時の処理事項もあるはずであるが、逐一久保田へ報告するのは非効率なので役所を新設すべきである。
27	従来の能代方における勘定方式では手間がかかるので、角館御材木場のように取り扱うべきである。
28	能代足軽1人を御使番に命じるべきである。
29	能代町で蔵元1人を命じて金銭出入を担当させる必要がある。能代方では村井久太郎・森多助が命じられた。
30	材木流失の際、下代は足軽を引き連れて川前吟味をする。能代の清助町の者も材木を押し留めるよう以前から定められてきたが、今後も先例通り命じられたい旨を能代方へ掛け合うべきである。
31	従来能代方で植林されてきた林を維持するには少なからず経費が掛かり、特に男鹿の安善寺山は苗木も多く育成しているため、余程の経費を投じなければならない。詳細は御山守の書上で報告する。
32	諸山捨木からの柚出しの村方請負について。
33	小阿仁山から柚出しする阿仁銅山御用の材木は、先年は銅山方で直柚していたが、文化6年から同9年までは沖田面村へ請け負わせている。
34	御留山のうち、郡奉行支配期に村方の水野目林に設定した山林などについては追々調査して報告する。
35	御山守のなかには、杉苗を育成して村々へ支給するなど出精して勤めている者もいるので褒賞されたい。
36	木山方支配人の村井久太郎は、先年は久保田表で御用を勤め、その後は樋口弁蔵を名代にしてきたが、能代木山の木山方移管に当たって相応の御用を命じられたいと申し出ている。
37	旅宿の工藤仁兵衛は木宿を勤め、この余勢で相続してきた。そこで今後も何かしらの御用を命じられたいと願い出ているので、役所出入を命じるべきである。

出典：「小野崎又兵衛、能代御材木方取調伺之事」〔能代木山方以来覚〕1-2より作成。

考えられるが、「押取」の「選伐」は「際見」で選択されなかった立木を伐採するため、過度の「押取」は十分に生育していない若木の伐採に繋がる危険性が想定される。

これに関連して小野崎は、第一〇条の但書において、郡奉行支配期には利益が追求されたため、「柚入之場処、何れ連も押伐ニ相成、盛木尺取不申事ニ相聞得申候、一鉢御山守共尋問仕候処、仮令五拾万と申出候山処、押取ニ仕候得ハ百万枚も出候山処間々有之趣申出候、是等者御取扱ニ寄、当時之御利益と遠太之御利益、差段有之義と奉存候」と報告している。すなわち、柚出しはいずれも「押伐」(「押取」)による伐採であり、伐跡地で成木がはかどらなかつた。この点について御山守に尋問したところ、たとえ小羽五〇万枚の生産が可能であると申し出た山林であっても、「押取」による伐採であれば、一〇〇万枚も生産可能な山林が間々あるとの返答があり、小野崎は柚出しの方法によっては、眼前の利益と遠い将来までを見通したときの大きな利益との差があることを指摘している。極端な例ではあろうが、「際見」による柚出しと「押取」による柚出しとの間には、大きな生産量の差があったのであり、小野崎は眼前の利益のために「押取」によって伐採してしまうよりも、遠い将来の利益を考えて「押取」を控え、若木などを十分に生育させるべきであることを主張したものと考えられる。したがって、「伐尽」という語は必ずしも立木が皆無である状況を指すのではなく、あくまでその時点で本来利用可能な径級の立木が伐採されてしまったことを表現しており、「同様に「過半伐取」という語もその時点で本来利用可能な径級の立木の過半が伐採されたことを示していると考えられるのである。⁽⁴⁵⁾

表2 木山方吟味役小野崎又兵衛による能代木山の調査結果と改革案の献策(文化7年12月)

簡条	主な内容
1	能代奉行が支配してきた御留山74か沢とその麓村は別紙の通りであるが、「伐尽」の山林も多分にある。
2	御山守が住居する村や宛行、守護している山林は別紙の通りである。木山方の御山守よりも重用されている。今後も重用して「御威光」を与えなければ守護が行き届かない。
3	「地払」・「沖払」・「在々払」・「阿仁銅山御用材木」の明年分の請負は既に成立している。
4	材木・小羽生産量は年々増減がある。文化3年から3か年分の平均生産量と抽出し経費は別紙の通りである。
5	御材木郷98か村より納められる本木米750石の売り払い代銀を抽出し経費に充てている。
6	能代下代の廻山中旅籠代などについて。抽出しへの付き添いは50日位で交代して勤め、抽出しが完了するまでは山林の吟味は付き添いの下代のみが担当し、御山守は関与しなかった。今後は御山守にも時々廻山させ、山師が請け負った以外の抽出しなどがあれば摘発し、付き添いの林取立役へ申告するように申し渡した。
7	先年の番山繰は第8条の通りであるが計画通りに実施できなくなり、毎年の評議によって抽出ししている。
8	先年番山繰に組み込まれていた山林は14か沢あるが、8か沢は「伐尽」同様、長木沢も「過半伐取」である。長木沢は領内第一の山林であるが、「押取」しては遠からず支障が生じる。追って番山繰を修正・立案する。
9	材木・小羽の売り払い値段について帳面を提出するよう申し入れたところ、元の帳面が非常に混み入り大冊であるため即座に書き上げられず、当時多分に売り払われていた材木・小羽ばかりを書き抜いて先に提出してあるが、改めて写し取って能代方から提出させるようにしたい。
10	今後の抽出しは能代方から経費を受け取って木山方で実施し、材木・小羽が能代に到着次第寸間を調べ、売り払い値段の9割と引き替えに能代方へ渡し、能代方が売り払った際に取得できる1割を能代奉行所の諸経費に充てることを申し入れたところ、1割では不足であると反対された。
11	能代方より村々へ「御田地樋・橋木」を支給してきた。なお、川上渡舟を拵えて渡す分、製作作用の材木で与える分については別紙の通りである。
12	材木・小羽生産の請負について。
13	直軸を導入すべきである。しかし直軸のみには村々の気受けにも関わるので、御山師1人くらいに直軸を命じるべきである。従来は数か所に軸入りしてきたがなるべく減少したい。従来は莫大な末木が山中に捨てられてきており問題である。今後は末木もなるべく造材させたり、最寄りの村々へ売り払えば「徒」の吟味的一端になる。
14	材木の寸間調べが2度あって山師が迷惑しているので、寸間調べは能代到着時に1度だけ実施すべきである。
15	能代町工藤仁兵衛・越前屋富五郎は宝暦期より木宿を命じられてきた。
16	久保田廻しの小羽がある場合は先年から工藤仁兵衛が請け負ってきた。
17	薪炭生産のための登山許可証として村ごとに焼印を打った板が渡され、柚子にも登山許可証として焼印を打った板が渡されていたが、数百枚に及んで紛乱しているため引き替えるべきである。男鹿村々へ舟製作作用の材木を渡しており、舟が完成した際には焼印を打つはずであるが、近年は不行届なので改めるべきである。
18	御山守が能代奉行支配で召し使われる場合の取り扱いについて。
19	守護する山林の廻山以外の御用に御山守が召し使われる場合の旅籠代などについて。
20	御山守が廻山する際は基本的に村方賄いであるが、御山守によって異なる。
21	「徒」が発覚した際には即座に訴え出るはずではあるが、それでは麓村で多額の出費となり、かえって気受けにも関わり取り締まりにならないので、実際には誤書を提出させ、御山守手内の取り扱いで済ますことも間々あった。些細なことは従来通り取り扱うよう申し含めた。
22	「徒」を「端々」まで厳しく吟味しては承服しない麓村もあり、後々支障が生じないとも限らないので、当時有用な山林のみを厳しく吟味し、「端々」は概ね吟味するに留めてきた。急に厳しく吟味すれば麓村の気受けも悪く改革もはかどらないので、1～2年のうちは末木などを与えるなどして自然と「徒」を取り締まるようにすべきである。
23	長木沢などでは仮戸を設け、御山守などが詰めて「徒」を取り締まっている。当時有用な山林はこのように「徒」の吟味も徹底しているので、前条について考慮されたい。
24	川下げの際に材木が流失した場合、川前吟味を命じられる面々について。
25	下代が大館町へ派遣され、大館町・十二所町・近村へ知らされて小羽・材木が売り払われてきた。

(二) 柚出しと売り払い

こうした能代木山における柚出しについては、報告書のなかでも特に多くの条文が割かれている。まず長文ではあるが、請負による柚出しの一連の流れが記された第一二条を引用し、必要に応じてほかの条文を参照することで、能代木山における従来の柚出しについて検討する。

〔史料3〕

一、小羽・材木御触之義者、小羽ハ三月始、材木八月中、御材木郷九拾八ヶ村、山本郡・両比内・両阿仁へ回文を以、何山之内何沢より小羽・材木何程御入付被成置候間望有之村々何日限りニ罷越申出候様ニ申達候得者、願之村々回状へ印形いたし右日限罷下り入札指出候由、其以前御下代共山処遠近・沢之難易を考中勘いたし候而、直段之高下ニ不相係右ニ引合候村方へ被仰渡候よし、右御請負相濟候得者木数御注文ニ向御本銀指積、惣銀高之内三ヶ式被相渡候事、残三ヶ壱者流方ニ相向候節と着木之上と両度ニ相渡候事、流木等之変事も有之ため孰村方ニ而も一村形ニ而御請負被仰付、其小羽・材木之員数ニ寄兩村へ被仰付候事も有之由、材木流木之節者川前吟味之役々不申及、御下代共能代御足輕召連川目村々吟味いたし、留置候もの江ハ其辛勞ニ応シ角壱本ニ付四、五拾文、寸保壱挺ニ付式拾五文位、品ニ寄十四、五文位迄被下置候、猶辛勞致候役々へ茂御合力被下置候由、材木川下之節者其向寄ニ土場有之、其処ニ而御下代・極印役兩人・山師立会寸間入置、中木撰出ト字付、是ハ能木直段三ヶ壱引落被相渡候、下木撰捨ト字付、能木半直段を以被相渡候御定、

右土場調寸間を以能代御材木役より送書鶴形御番所へ指出、同処より右見済手形指出候分、双方より御勘定処へ指出御引合ニ相成候由、荷上場村御番処能代方焼印を以通用致候由、惣而山内働キ之者、孰右焼印被相渡往来致候由、右材木着木之上、地払之分者御材木場へ上納、又候寸間調候由、御材木積立迄御請負之内ニ御座候、沖出払之分者下浜へ川下、筏之俣ニ而相納、川揚ヶ積立迄間屋共取扱、御払相濟候迄御預り罷有候事

本史料によれば、小羽は三月、材木は八月に山本郡・南北比内・大小阿仁の御材木郷九八か村へ廻状が出され、柚出しする山林名と小羽・材木の数量及び入札期限が伝達された。請負を希望する村々は、廻状に印形して期限までに入札した。開札前には、能代下代が能代から山林までの遠近や、沢の難易を考慮して経費をあらかじめ見積もっておき、入札価格の高低にかかわらず、見積もりに引き合う価格を入札した村が落札することになっていた。第三条によれば、「能代地払・沖払・在々払并銅山方御用材木共、明年分無残御入付相濟候者先頃同役共より申上候筈」とあり、当時「地払」・「沖払」・「在々払」・「銅山方御用材木」⁽⁴⁶⁾はいずれも明年分の請負が成立していたという。材木・小羽の生産量については、第四条で年によって増減があり、文化三年から三か年分の平均生産量が別紙で報告されていたことがわかる。この別紙には、年々の柚出し経費も書き添えられていた。請負が成立すると、総経費の三分の二が能代方から請負側に渡され、残り三分の一は川下げを始める際と能代に材木・小羽が到着した際の二度に分けて渡された。経費に関しては、第五条によれば御材木郷から木本米が納入され、「右米御払代銀を以、柚本入ニ被成置候趣ニ御座候」と、その代銀を柚出しの経費に充てていたという。請負は材木流失などの変事もあ

るので、いずれの村方も一か村単位で命じられた。なお、小羽・材木の数量によつては、二か村で請け負う場合もあった。

材木流失の際には、川前吟味の役々は勿論、下代も足軽を召し連れて川沿いの村々を吟味し、流失した材木を留め置いていた者へは材種に応じて銭が、役々に対しては合力が与えられた。なお第三〇条によれば、材木流失の際には能代の清助町の者が「皆々罷出」、材木を「押留」めることが「以前より之御定」であり、今後も先例の通り命じられたい旨を能代方へ掛け合うべきと提案している。

川下げの際には、最寄りの土場で下代・極印役二人・山師が立ち会つて材木の寸間を「入置」くとともに、品質を「能木」・「中木」・「下木」の三段階に位付け、「中木」には「撰出」、「下木」には「撰捨」と「字付」した。「入置」とは材木に書き入れることを、「字付」とは材木に極印を打つことを指すのであろう。「中木」は「能木」の三分の二の値段、「下木」は「能木」の二分の一の値段が請負側に支払われることが定められていた。⁽⁵¹⁾ 本史料に言及はないが、土場までは管流しによつて川下げし、土場で筏に組まれたと推察される。

この土場調べにおける寸間に基づき、御材木役から鶴形の番所(図2)へ宛てて送状が提出され、同所からは送状に基づいて見分を済ました旨の手形が提出された。送状には寸間だけでなく、筏の数量も当然記されていたであろう。この送状と手形双方の内容が、勘定所で引き合わされたものと考えられる。なお、鶴形より川上に当たる荷上場の番所(図2)では、能代方の焼印を証明として材木の通過が許された。焼印は土場調べの際に、材木に打たれたのであろう。⁽⁵²⁾

川下げを経て材木が能代に到着すると、「地払」の分は御材木場へ納め

られて再度寸間が調べられた。⁽⁵³⁾ 「地払」の分は、寸間調べの後に材木を積み立てるまでが請負の仕事であり、一方「沖払」の分は、下浜へ川下げし筏のまま納めるまでを請け負った。その後「沖払」の分は、間屋が材木を川揚げして積み立て、売り払いが済むまで預かることになっていたという。こうして生産された材木・小羽の売り払い値段については、第九条で「御材木・御払小羽・寸保共御直段撰書出候様」能代方へ申し入れたところ、元になる「御本図撰」と呼ばれる帳面が「甚混雑大冊」で即座に書き上げることができず、「当時多分御払之木品計り」書き抜いて先に提出されていたが、改めて写し取つて能代方から提出させられたいと主張されている。

以上、従来の能代木山における藩営材木・小羽生産の請負について検討してきたが、小野崎は第一三条で能代木山への直柚の導入を提案している。先述したように、小野崎に申し渡された簡条書の第一条でも直柚の導入が検討されていた。ただし小野崎は、次第に柚出し経費が増大して規定の本米だけでは村の負担が大きくなり、入札による請負制へと転換した経緯を述べた上で、従来「御山処守護仕候辛勞」をもつて麓村へ請負が命じられることがあり、特に小阿仁の村々などは「出精形」が評価され、小羽・材木の柚出しが麓村の「余勢」となるよう命じられた経緯もあつたと指摘する。そのため「御直山ニ面已被成置候而者村々人氣ニも相係候事ニ候故、明年よりハ御山師共へ考被仰付、其内壺ヶ名も御直山被入置候而可然候」と、直柚のみにしては村々の気受けにも関わるので、翌年からは御山師へ考慮させて一人くらい直柚を命じれば良いと主張したのである。

また、同じく第一三条で小野崎は、従来の能代木山における柚出しが粗放であり、立木を伐採しても本木ばかり利用して莫大な末木が山中に捨て

られてきたことを指摘している。こうした従来の状況は、「付添之者」、つまり抽出しに付き添ってきた下代などの吟味が行き届いておらず、加えて末木は麓村などへ与えれば家作木として利用できたものを数十年間「徒ニ朽捨」ててきたのであって、「御取扱如何敷事」と主張された。そこで、今後は末木もなるべく造材させたり、注文量のほかは最寄りの村々へ売り払えば、「徒伐御吟味之一端」ともなる」と提案された。

第一〇条では、先述した通り、今後の抽出しは能代方から経費を受け取って木山方で実施し、材木・小羽が能代に到着次第寸間を調べ、売り払いの定値段の九割と引き替えに能代方へ渡し、能代方が材木・小羽を売り出した際に収得できる定値段の一割を能代奉行所の諸経費に充てることを申し入れたところ、能代方に反対された旨が述べられている。すなわち、従来村々に対して「御田地御用材木」を代銭なく支給しており、「川上渡舟」などを拵えて渡す費用も掛かるため、材木・小羽の売り払い値段の一割では「御行足有之間敷」というのである。さらにその際、同様の方式を取っていた郡奉行支配期には、郡方から予定以上の材木を強引に引き受けさせられ、「連々朽木ニ相成、能代方御損毛有之」状態であったことなどが明らかとなり、この点についても報告された。

このほか第二五条には、「大館町御払之義者同処向寄山処より被指出、長三尺小羽八拾万枚余、宍尺五寸小羽式拾万枚余、材木取合式千本余御払ニ相成候由、御払中廿日計宛御下代共同処へ罷越、内町・外町・十二所同断并近村相触、御払被成候よし」とあり、下代が大館町へ派遣されて大館町・十二所町・近村へ知らされ、大館町最寄りの山林から生産された小羽・材木が売り払われていたことが知られる。

(二) 能代下代と御山守の取り扱い

まず能代下代の取り扱いについては、第六条で廻山中の旅籠代と抽出しへ付き添った際の合力が報告された。抽出しへの付き添いは五〇日位で交代して勤め、抽出しが完了するまでは山林の吟味は付き添いの下代のみが担当し、御山守は全く関与しなかった。そこで小野崎は、今後は御山守にも時々廻山させ、もし山師が請け負った以外の抽出しなどがあれば山子の名前を問ひ糺し、付き添いの林取立役へ申し出るよう申し渡したという。

御山守については、第二条で御山守が住居する村名や宛行、守護している山林が調査され、別紙で報告されたことが知られる。続けて、従来能代木山の御山守は宛行が「格別」与えられ、御用で能代へ参上する際には往來・逗留中の賄い代などまでが支給されており、木山方の御山守よりも「御手重ク御取立」されてきたため、いずれの御山守も出精して勤め、「村方ニ而度恐罷有候事」が指摘された。その上で小野崎は、「両郡広太之御山処少人数ニ而守護候事故、御威光不被下置候ハ、行届有之間敷奉存候」と、能代木山の御山守は広大な山林を少人数で守護しているので、今後も重用して「御威光」を与えなければ守護が行き届かないと主張する。このほか第一八〜二〇条でも、御山守の取り扱いについて報告されている。

また第三五条では、御山守のなかには「杉苗取立、村々江呉置」くなど、出精して勤めている者もみられるので、追々実否を調査・報告した際には彼らを褒賞されたいと提案されている。こうした御山守の取り扱いに関する小野崎の献策は、従来における御山守の取り扱いを維持し、さらに彼らを褒賞することによって、御山守に木山方の支配を浸透させる意図があつ

たと考えられる。

(四)「徒」への対応

まず第二二条によれば、「徒」が発覚した際には即座に訴え出るはずではあるが、それでは麓村で多額の出費となり、「却而村方申請」にも関わり「御取締ニ不相成義」もあるのでは、実際には誤書を提出させ、「御伺之上御山守手内限之取扱」で済ますことも間々あったという。これについて小野崎は、「聊之事」は従来通りに取り扱うよう申し含めた旨を報告している。申し含められたのは御山守であろう。

次に、「徒」への対策が詳しく述べられた第二二条を引用する。

〔史料4〕

一、御山処徒一円無之とも難申、陰々吟味不届処も間々在之候得共、左様之端々迄厳ニ吟味仕候而者麓村承服不仕村々も有之内、却而後害相生候も難計ニ付、当時御用立候場処計厳ニ吟味相尽、端々凡ニ吟味仕罷有候旨実成申出ニ御座候、此義者篤ト演説ニ而可申上候、御山守共申聞之通、急段厳ニ御吟味被成置、却而人氣相離候而者御改正も不尺取候間、壹、兩年之内成丈々最易末木等被下置、手遠之村々へ者在々払被相立、事足候様ニ御取扱被成置候上、自然御取締被成置候ハ、厳ニ御行届も可有之義ト奉存候、万一男鹿安善寺山野火焼等之義有之候而者御太切之御事故、御賢慮被成置候様ニ仕度奉存候

本史料によれば、能代木山は全く「徒」がないとはいえない状況であり、吟味が行き届かない山林も間々あるが、「端々」まで厳しく吟味しては承

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

服しない麓村もあり、かえって後々支障が出ないとも限らないので、当時有用な場所のみを厳しく吟味し、「端々」は概ね吟味するに留めていたという。これを知った小野崎は大きく賛同し、御山守の申し出を容れて、急に厳しく吟味すれば麓村の気受けも悪く、改革もはかどらないので、一二年はなるべく末木などを与えたり、あるいは柚出した山林から遠く末木を受け取れない村々へは「在々払」をしたりして麓村の需要を充足させ、自然と「徒」を取り締まるようにすれば、厳しく吟味を行き届かせることも可能になると主張した。最後の部分では、以前男鹿の安善寺山で起こった野火焼きを例に引き、賢慮を求めている。安善寺山の野火焼きは、「徒」を厳しく取り締まった際の麓村の反発として理解されていたのであつた。⁽⁵⁸⁾

続く第二三条では、特に長木沢・岩瀬沢・早口沢では仮戸を設け、御山守や郷人が詰めて「徒」を取り締まっていることが報告された上で、「太切之場所者如斯御吟味も被相尽候間、前許之義何分御勘考被成下度候」と、当時有用な山林はこのように「徒」の吟味も徹底しているので、先述した主張について考慮されたいとしている。

「徒」という行為は非合法ではあるものの、麓村による山林利益権の主張でもあった。麓村は能代木山の守護を担っていることもあり、反発を恐れた能代方では「徒」を完全に排除することはできず、一定程度黙認せざるを得なかったのである。小野崎はこうした状況を踏まえて従来の方法を取り入れ、麓村の需要を充足させる形で「徒」の抑止を意図したのであつた。

(五) 能代木山役所の新設

小野崎の報告のなかで特に重要であったのは、能代木山役所(能代木山方役所とも)と呼ばれる役所の新設を献策した点である。すなわち、第二六条で「臨時品々之取扱も可有之処、其時々久保田へ申立候事ニ而ハ間違ト申、御行届有之間敷奉存候」と述べ、今後臨時の処理事項も種々あるはずであるが、逐一久保田へ報告するのは非効率で林政を十分に遂行できないとの認識から、「能代御材木場之内へ御役所被居置」ことを提案したのである。その上で、諸役人を配置して種々の勘定や諸訴えを取り扱わせるべきであるとされた。

以上、小野崎の報告書に基づいて、木山方への移管直前における能代木山の林政・林業のあり方を明らかにし、調査を踏まえた小野崎の献策内容について検討した。次章では、この小野崎の報告を踏まえて検討・決定された能代木山の改革内容について論じる。

四 小野崎の報告に基づく改革への着手

文化七年(二八一〇)二月三日、木山掛奉行の金易右衛門・伊藤直記・介川東馬は、前章で検討した木山方吟味役小野崎又兵衛の報告を受けて、能代木山の改革案について相談した。⁽⁶⁰⁾

特に議論の対象となったのは、抽出しは能代方から経費を受け取って木山方が取り扱い、材木・小羽を定値段の九割と引き替えに能代方へ渡し、売り払いは能代方へ任せて、定値段の一分の利分を能代奉行所の諸経費に

充てるという当初の方針であった。小野崎の報告を踏まえた金らは、同様の方式を採用した郡奉行支配期には能代方が郡方から予定以上の材木を強引に引き受けさせられていたこと、「一わり之利分ヲ以、能代方年々三拾貫目余之御雑用私可相弁様無之積」と一分の利分では能代奉行所の諸経費を賄うには不足であることを指摘し、さらに能代方と木山方では「寸間之振合」が異なるので寸間を改めて能代方へ材木・小羽を引き渡す際に支障があることなどを理由に、「私方をも悉皆此方ニ而引受取計候而、能代方へ年々御雑用私之分仕切ニいたし相渡候事ニ改候方可然申合候御私御得分之内一ヲ以相渡候事也」と、材木・小羽の売り払いも木山方で取り扱い、能代奉行所の諸経費は売り払い得分のなかから能代方へ渡すことに方針を改めるべき旨で同意した。

翌四日、金らは前日の議論に基づき、能代奉行へ改革案を「懸合」した。⁽⁶¹⁾「懸合」の内容は、①材木・小羽の売り払いは木山方が取り扱う、なお御材木場へ役所を建設する、②能代奉行所の諸経費は材木の売り払い得分のなかから渡す、③木本米七五〇石は木山方で引き受ける、④従来能代方から渡してきた舟製作材木などは木山方で取り計らう、⑤下代のなかから植林に熟練した者に植立方を申し付ける、⑥「沖払」材木・小羽の注文などは能代方より申し聞かされたいという六点である。加えて、⑦年々春・秋の開札時には木山掛奉行と御山師も吟味する、⑧大館町へ払座を設置する⁽⁶³⁾、⑨従来能代方では材木・小羽売り払い代を京目銀で扱っており粉らわしいので改める、⁽⁶⁴⁾⑩山林の保護・育成が第一であるという四点も「内評」された。⁽⁶⁵⁾

しかし、その後、数度掛け合っても材木・小羽の売り払いを木山方が取り扱うことについて能代奉行が納得しなかったため、木山方が売り払いを取り扱うのは文化七年から五か年に限定することで、ようやく受け入れら

れることになった。⁽⁶⁶⁾そこで同一八日、金・伊藤・介川は家老に対し、以上を踏まえた能代木山の林政改革案を申し上げたところ承認され、決定事項を書き上げて提出するよう命じられた。⁽⁶⁷⁾こうして提出された書付を次に引用する。

〔史料5〕

今度能代山、木山方へ被相纏候ニ付御伺之上極候趣、左之通

一、^(第一條)材木・小羽沖出・地抔共、悉皆木山方ニ而今年より五ヶ年中取扱

候事

但、御材木場之内へ役所建置、吟味役耆人も交代為相詰、御材木

役式人、能代給人之内被仰付、右物書式人下代之内申付、外ニ吟

味役物書耆人同断申付候事

一、^(第二條)能代御雜用銀年々抔之、定式仕切ニいたし、御材木抔御得分之

内ヲ以可相渡事

但、右員數ハ吟味之上相極候積

一、^(第三條)木本米七百五拾石、木山方へ引受候事

一、^(第四條)当分本人銀不足之分、年々能代方より借入、數度御抔代を以可相

返、追々ハ不及其義、悉皆木山方御得分ヲ以可相弁事

一、^(第五條)舟木、其外舟送賃・郷普請方等、是迄夫々相渡候分、於木山方可

取計事

一、^(第六條)下代とも之内、植立功者之もの式、三人植立方可申付事

一、^(第七條)年々春秋中勘相開候節、懸奉行之内耆人も相越、御山師もさし添

候而、吟味之上可申付事

右之外、追々調之上可申上相済

午十二月

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

右書付、十二月廿日庄九郎殿へさし上候

右五ヶ年中と申候ハ実ハ此節之御辭ニ而、全永く右御仕法ニ被相居候様申上候而、尤右之御趣意ニ候段被御聞届候、能代奉行ニも其段示談置候⁽⁶⁸⁾

本書付は、同二〇日に家老小野崎庄九郎へ提出された。その内容は、材木・小羽の「沖抔」・「地抔」は五か年の限定で木山方が取り扱う、なお御材木場へ役所を建設する(第一條)、年々の能代奉行所の諸経費は材木の売り払い得分のなから渡す(第二條)、木本米七五〇石は木山方で引き受ける(第三條)、当面の抽出し経費の不足分は年々能代方より借り入れ、材木・小羽の売り払い代から返済する、追々は木山方の得分から支弁する(第四條)、従来能代方から渡してきた舟製作用材木や村方の普請用材木などは木山方で取り計らう(第五條)、下代のなから植林に熟練した者に植立方を申し付ける(第六條)、年々春・秋の開札時には木山掛奉行と御山師も吟味する(第七條)というものであり、ほかは追々調査して申し上げることとされた。ただし奥書によれば、材木・小羽の「沖抔」・「地抔」を木山方が取り扱うのは文化七年から五年の限定であるというのは「御辭」であり、実際には永く木山方が取り扱うことが内約されており、能代奉行に對してもその旨が示談されていたという。能代奉行の反対は、結果的には受け入れられなかったのであった。⁽⁶⁹⁾

本書付は、文化期に始まる能代木山の林政改革について初めて体系的に示した史料として重要である。注目したいのは、この改革内容の検討・決定に、前章で検討した小野崎による詳細な調査結果と献策が活用されている点である。第一條・第二條については先述した通りであるが、第三條の本本米、第五條の舟製作用材木や村方の普請用材木などの情報は、小野崎

よって報告されたものであった。同三日、小野崎は「能代山、木山方へ被相繼候ニ付、初而罷越品々取調辛勞いたし候ニ付」、御賞として銀五〇目^①が与えられている。このように木山方吟味役小野崎又兵衛による調査は、藩中樞が把握していなかった能代木山の従来の林政・林業を初めて詳細に報告したものであり、献策の内容と合わせて、能代木山の木山方移管に伴う改革内容の決定に重要な役割を担っていたのである。

おわりに

本稿では、能代木山で藩林政の画期である文化期（一八〇四～一八）に始まる林政改革がどのように着手されるのかを、森林資源利用の地域性と藩林政の多様性を踏まえて解明した。

文化七年一〇月二〇日、藩は林政改革の次の段階として、木山方が支配している上筋を中心とした山林と、能代奉行が支配してきた能代木山、御薪方が支配してきた山林の林政を一本化し、木山方の下に統一的に把握しようとした。しかし藩中樞は、能代木山における従来の林政・林業を充分に把握できていなかったため、木山掛奉行の金易右衛門・伊藤直記・介川東馬は、能代木山の林政改革に事前準備としての調査が不可欠と考え、木山方吟味役の小野崎又兵衛を派遣したのであった。一方、能代木山が木山方へ移管されるに伴って林取立役が派遣されると、御山守は林取立役を通じて木山方の下に再編成されることになった。また、能代下代は職権を大きく削減されながらも、ひとまず一人は従来通り抽出しへ付き添わせることに決定された。

同一二月、能代木山の調査に派遣されていた小野崎は、調査結果に改革

案の献策を付し、三七か条に及ぶ極めて詳細な報告書を提出した。内容は小野崎が出発前に簡条書で命じられた調査項目を中心としつつ多岐にわたるが、要点は①森林資源の減少と番山繰、②抽出しと売り払い、③能代下代と御山守の取り扱い、④「徒」への対応、⑤能代木山役所の新設の五点である。同三日には、この報告を受けて、金・伊藤・介川は能代木山の改革案について議論した。翌四日、金らは前日の議論に基づき、能代奉行へ改革案を「懸合」・「内評」した。しかし、数度掛け合っても材木・小羽の売り払いを木山方が取り扱うことについて能代奉行が納得せず、木山方が売り払いを取り扱うのは文化七年から五か年の限定とすることで、ようやく受け入れられることになった。

同二〇日には、文化期に始まる能代木山の林政改革の最初の体系的な内容を記した書付が木山掛奉行から家老へ提出された。重要視したいのは、この改革内容の検討・決定に、小野崎による詳細な調査結果と献策が活用されている点である。小野崎による調査結果は、藩中樞が把握していなかった能代木山の従来の林政・林業に関する初めての詳細な報告であり、献策の内容と合わせて、能代木山が木山方へ移管されるに伴う改革内容の決定に重要な役割を担っていたのである。

その後一二月中には、この二〇日に家老へ提出された書付に基づき、加除修正を施した内容が能代奉行へ仰せ渡された^②。翌八年二月には、木山方吟味役が能代木山の従来の林政を調査した上で、大館町への払座の設置や勘定の効率化などの改革案を献策した^③。これを受けた介川らは、同一日にそれらを盛り込んだ改革案を再び家老に提出して承認された^④。以上の経緯を経た文化八年二月二四日には、木山掛奉行の介川東馬が、木山方吟味役小野崎又兵衛を引き連れて、自ら能代木山をはじめとする下筋の山々の

実地踏査に出発した。実地踏査は約二か月間にわたり、その間介川は、森林資源の状況や周辺村々の石高・家数・人数などを日記に書き留めるとともに、大館町・能代町に逗留して能代木山役所や大館町への私座の設置などを指揮した。⁽⁷⁵⁾ こうして能代木山の実地踏査を終えた介川は、同年四月二日、その結果を踏まえて林取立役らに森林資源の保護・育成方針を申し渡している。⁽⁷⁶⁾ このように、木山方による能代木山の林政改革は、従来の林政や森林資源の状況を綿密に調査しながら着実に進められていった。これら能代木山における林政改革の展開については別稿を期したい。

註

- (1) 銅山掛山については、芳賀和樹「近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産―直釜の構造とその変容―」(徳川林政史研究所『研究紀要』四五、二〇一年)、芳賀和樹「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画―天保一四年炭番山繰を中心に―」(『林業経済』七五六、二〇一年)を参照。
- (2) 月居忠熙『秋田藩林制正誌』月居忠熙、一九〇五年。
- (3) 秋田県編『秋田県史 第二巻 近世編上』(秋田県、一九六四年)。
- (4) 秋田県編『秋田県史 第三巻 近世編下』(秋田県、一九六五年)。
- (5) 秋田県編『秋田県林業史 上巻』(秋田県、一九七三年)。
- (6) 前掲、秋田県編『秋田県史 第二巻 近世編上』、四七六頁。
- (7) 岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』(興林会、一九三九年)。
- (8) 能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』(能代木材産業連合会、一九七九年)。
- (9) なお現在『能代市史』の編纂が進められており、能代市史編さん委員会編『能代市史 資料編 近世』(能代市、一九九九年)、能代市史編さん委員会編『能代市史 資料編 近世』(能代市、二〇一二年)は重要な史料を多数収録するとともに、解説などが充実している。通史編の刊行が待たれる。
- (10) 芳賀和樹・加藤衛弘「一九世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」(『林業

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

経済研究』五八(二)、二〇二二年)では、この点について概観した。

- (11) 東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館つくば分館蔵。目録に一〇十九之巻を加えた全二〇冊。本稿では一之巻(請求番号・分館一〇六―一〇三三―一〇・平一九農水一〇三三九一〇〇)を使用。史料引用では「能代木山方以来覚」一之巻一点目を「能代木山方以来覚」一一のように略記。
- (12) 秋田県公文書館蔵マイクロフィルム。史料番号・介川一―一二七。本史料は林政史のみならず、藩政史全体を解明する上で極めて重要である。
- (13) 金森正也『藩政改革と地域社会―秋田藩の「寛政」と「天保」―』(清文堂、二〇一一年)、二六一、二六七―二六八頁によれば、介川東馬は寛政六年に一五歳で学館(藩校)に参学を許され、翌七年には初出仕して大番入り。その後、御用所御物書役などを経て文化元年に副役に昇進。同七年には財用奉行となり、同九年に勘定奉行に就任し(銅山奉行兼帯)、その後は江戸・大坂の勤番を数年間勤めた。同一三年に家督を相続して、文政一〇年には一代宿老席を許され、禄高一五〇石。金森氏は学館で育成され輩出されてくる行政集団を「改革派官僚」と捉え、介川をその代表としている。また、本稿第二章以降で取り上げる木山掛奉行金易右衛門も典型的な改革派官僚であるとする。
- (14) 前掲、能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』、一六三頁。
- (15) 前掲、秋田県編『秋田県林業史 上巻』、一〇八―一〇九頁。
- (16) 前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、一二九―一四三頁。
- (17) 前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、一八三―二二三頁。なお、正徳期・宝暦期の林政改革は、能代木山を対象にしていなかったと考えられる。この点については、岩崎氏も同書七六―八三頁でほぼ同様の見解を示している。
- (18) 前掲、秋田県編『秋田県史 第二巻 近世編上』、四九二―四九五頁、前掲、秋田県編『秋田県林業史 上巻』、一四三―一五三頁。
- (19) 前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、七一―七六頁。
- (20) 下代については、前掲、能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』、二二五―二二九頁、古内龍夫「下代系譜考」(『年報能代市史研究』一、一九九

(二年)、古内龍夫「下代系譜考(一)」「年報能代市史研究」三、一九九四年。
 なお、古内龍夫「下代系譜考(二)」によれば、下代の出自は主に加賀・常陸出身に二分される。

(21) 前掲、能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』、二八七頁。

(22) 前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、八五―九〇頁。

(23) 以下文化期に始まる林政改革については、前掲、芳賀和樹・加藤衛弘「九世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」を参照。

(24) 介川一三「文化七庚午年九月十日 日記五十三」、一〇月二〇日条。

(25) 「能代川上木山、木山方担ニ相成候発端之事」(「能代木山方以来覚」一一

一)、「能代川上山、木山方へ取纏之事」(「木山方以来覚」六一―、東北森林管理局旧蔵、現在国立公文書館つくば分館蔵、請求番号・分館一〇六一〇三三―〇〇・平一九農水一〇四九八一〇〇)。前者によれば、能代木山の木山方移管時点における木山方吟味役は、小野崎又兵衛・賀藤清右衛門・磯部久右衛門の三人であり、ほかに助力の大井丈助がいた。

(26) 前掲、介川一三、一〇月二〇日条。

(27) 前掲、介川一三、一〇月二二日条に「昨日」の内容として記されている。

(28) 前掲、介川一三、一〇月二二日条。

(29) 前掲、介川一三、一〇月二三日条。

(30) 前掲、「能代川上木山、木山方担ニ相成候発端之事」。簡条書に対して八か

条の伺いが出され、付札で回答されているが、細部にわたる内容であるため省

略する。

(31) 前掲、能代市史編さん委員会編『能代市史 資料編 近世二』、八〇九頁に

よれば、湊から船で移出することを指す。

(32) 前掲、能代市史編さん委員会編『能代市史 資料編 近世二』、八〇九頁に

よれば、生産地での販売を指し、特に能代の御材木場で販売されることが多か

った。

(33) 前掲、能代市史編さん委員会編『能代市史 資料編 近世一』、三三四頁。

(34) 前掲、介川一三、一〇月二二日条に「御薪方ハ是迄之取扱形、惣而一ト通

為書出候而猶吟味可及申合」とあり、御薪方についても藩中枢は充分に把握で

きていなかった。

(35) 介川一四「文化七庚午年十一月十二日 日記五十四」、十一月八日条に
 同一三日に申し渡した書付として記されている。同一三日には、秋田・山本両
 郡の麓村に対しても能代木山の木山方への移管が通達されるとともに、野火焼
 や「徒」などを吟味するよう命じられた。

(36) 直前では郡奉行支配期の改革を指すと考えられる。

(37) 前掲、「能代川上木山、木山方担ニ相成候発端之事」。

(38) 前掲、「能代川上木山、木山方担ニ相成候発端之事」。

(39) 前掲、介川一四、十一月二〇日条。

(40) 前掲、「能代川上木山、木山方担ニ相成候発端之事」。

(41) 「小野崎又兵衛、能代御材木方取調伺之事」(「能代木山方以来覚」一一二)。
 以下、本史料の引用は出典を省略。

(42) 先行研究でも小野崎の調査・献策に言及がある。しかし、報告書の内容を
 総合的に分析してはいない。

(43) 前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、二五〇―二五

一頁でも同様の指摘がある。

(44) 前掲、岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』、二五九―二六

五頁。

(45) 森林資源の減少に対して能代方も無策ではなかった。表2の第三二条参照。

(46) 阿仁銅山に要する坑木などの諸材木。表2の第三三条参照。

(47) 表2の第三〇条参照。

(48) 前掲、古内龍夫「下代系譜考」、五九頁によれば、極印役とは木材の品質
 を判断して等級を定め、極印を押す役目であった。

(49) 抽出しを請け負った者を山師と呼び、その下の山頭が伐出に従事する山子

(「柚子」を統率した。「山師」と「御山師」は異なり、山師とは抽出しを請け負
 った百姓、特に肝煎を指し、御山師とは御用聞町人として木山方に編成され、

直袖・請負に限らず、抽出しに関与した者を指すと考えられる。

(50) 「御役所建方・御材木請払御勘定立、大館御払場取扱并柚入等之大略、其外

品々伺之事」(「能代木山方以来覚」一一三)の第三三条によれば「上木」とも呼

ばれた。本史料は、木山方吟味役が従来の能代木山における林政・林業を調査した上で、今後の取り扱いについて献策したものである。

(51) 前掲、「御役所建方・御材木請払御勘定立、大館御払場取扱并抽入等之大略、其外品々伺之事」の第一三条によれば、「是迄納木之節、中木を撰出ト字付、上木之三ヶ一引を以御買上、下木を撰捨ト字付、上木之半直段を以御買上、御直段右準シ被払置候由ニ候」とあり、「中木」は「上木」(能木)値段の三分の二、「下木」は「上木」(能木)値段の二分の一で請負側から「御買上」、その「御買上」値段に準じて売り払われていた。

(52) 前掲、能代市史編さん委員会編『能代市史 資料編 近世一』、六四三頁によれば、寛政元年に能代下代が廃止されると、実際には下代という名称は残るものの、下代は御材木役とも称された。

(53) 山中で働く者に対しても「焼印」が渡され、携帯して往来したというが、この場合の「焼印」とは焼印が打たれた板を指すと考えられる。表2の第一七条参照。

(54) 介川一七「文化八末三月朔日ヨリ廿九日マテ下筋木山巡山日記五十七」、三月一三日条によれば御材木場は上浜に所在。

(55) 表2の第一四条参照。

(56) 前掲、介川一七、三月一三日条によれば下浜には木場があった。

(57) 表2の第一一条参照。

(58) 前掲、岩崎直人「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」、二二一―二二二頁、前掲、秋田県編『秋田県史 第三卷 近世編下』、四〇八頁でも同様の指摘がある。

(59) 前掲、秋田県編『秋田県史 第三卷 近世編下』、三五九―三六〇頁、前掲、能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』、二八八―二九一でも重要視されている。

(60) 前掲、介川一四、二月三日条に「能代木山之事、小野崎又兵衛申聞之趣ニ向ひ、易右衛門・直記・拙者立会申合之趣、左之通」とある。

(61) 前掲、介川一四、二月四日条に「木山之事、三日ニ見得候通、能代奉行へ懸合等いたし候」とある。

文化期における秋田藩能代木山の林政改革への着手

(62) 前掲、介川一四、二月三日条。

(63) 前掲、「御役所建方・御材木請払御勘定立、大館御払場取扱并抽入等之大略、其外品々伺之事」の第九条によれば、従来大館町での売り払いは「日数相限」、能代下代が派遣されて実施されてきたが、代銭の繰り合わせに難渋して売り払いを受けられない者ばかりで、「自然徒抽出之木品を以相弁候」状況であったため、角館御材木場と同じく「年中事足り候様」に売り払うべきであると主張されている。介川一五「文化八辛未年從正月至二月廿三日 日記 五十五」、二月一日条によれば、同日に大館町へ払座の設置が決定された。前掲、岩崎直人「秋田杉林の成立並に更新に関する研究」、一六八―一六九頁でも同様の指摘がある。

(64) 前掲、介川一五、二月一日条によれば、同日には材木・小羽は調銭、このほかの寸甫など沖払は文金銀で取り扱うよう改められた。

(65) 前掲、介川一四、二月三日条。

(66) 前掲、介川一四、二月八日条。

(67) 前掲、介川一四、二月八日条。

(68) 前掲、介川一四、二月八日条。

(69) 前掲、介川一五、二月二日条によれば、同一三日には文化七年ではなく文化八年から五か年の限定と改められた。

(70) 「六郡木山、一体御勘定奉行取纏被仰付候事」(前掲、「木山方以来覚」六一―五)によれば、文化一〇年には木山方が財用奉行から勘定奉行へ移管されるに伴い、「能代奉行、木山取扱之義ハ御免被成候」と、能代奉行による能代木山の林政・林業への関与が改めて否定された。

(71) 前掲、介川一四、二月三日条。

(72) 前掲、介川一四、二月五日条、前掲、介川一五、正月一日条。

(73) 前掲、「御役所建方・御材木請払御勘定立、大館御払場取扱并抽入等之大略、其外品々伺之事」。

(74) 前掲、介川一五、二月一日条。

(75) 介川一六「文化八末二月廿四日ヨリ閏二月廿日マテ下筋木山巡山日記 五十六」、前掲、介川一七。

(76) 介川一八「文化八年未四月ヨリ七月マテ日記五十八」、四月二二日条。

〔付記〕

史料の閲覧に当たって、秋田県公文書館の方々にお世話になった。また、本稿の一部は地方史研究協議会二〇一〇年度第六回研究例会で口頭報告し、多数の御意見をいただいた。記して御礼申し上げる。本稿は二〇一〇～二〇一三年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究課題「東北地方における地域資源の管理・利用に関する社会史的研究―『国有林史料』を中心に」(研究代表者：筑波大学生命環境系加藤衛広)の研究成果の一部である。